

令和5年 天草市農業委員会第1回総会議事録

令和5年1月25日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11名）

1番	本田 実 君	2番	山下 和弘 君
3番	金棒 康二 君	4番	淀川 洋一 君
5番	猪原 真滋 君	7番	野中 幸廣 君
8番	平岡 敬則 君	9番	川口 明 君
11番	黒川紀世子 君	12番	端田 睦子 君
13番	山並 彰一郎 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2名）

6番	中村 三千人 君	10番	富崎 ますみ 君
----	----------	-----	----------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上原 和之	係長	松本 馨
書記	井上 拓海	書記	浦川 優也
書記	濱 朋也		

4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第4号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第6	議第5号	非農地証明書交付申請について
日程第7		報告事項について

閉 会

開 会 15時00分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和5年天草市農業委員会第1回総会を開会致します。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。少し遅くなりましたが、明けましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。本日は農業委員会の皆さんと新年会を行う予定でしたが、天候が大雪で荒れておりますので、延期させていただきます。予定としては、3月にある総会の後に懇親会をしようと考えております。また、本日の総会の後には、農業者年金の推進委員会議が予定されておりますので、早急に進めて参りたいと思います。それとコロナウイルスについても、現在天草では非常に蔓延しているようでございます。病院に行ってみると、病院の中に入らずに、外で待っている方が多くおられました。皆さんもコロナウイルスには十分注意して、過ごしていただければと思います。本日は3条が2件、4条が2件、5条が5件、利用権設定が15件、非農地が6件、合計30件の議案が提案されております。慎重なるご審議をしていただきながら、進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局（上原和之君） 本日は、6番中村三千人委員と10番富崎ますみ委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長にお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、11番黒川委員、12番端田委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。本渡町の譲受人は、本渡町の譲渡人より、本渡町の田1,006㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、野菜を栽培されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。先日、現地の確認を致しました。譲受人は長年この申請地を借り受けて耕作をされています。〇〇の〇〇の前が、今回の申請農地となっております。耕作もきちんとされておりまして、問題ないかと思っておりますので、ご審議の方、よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2 番について説明します。倉岳町の譲受人は、東京都の譲渡人より、倉岳町の畑 491 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13 番（山並彰一郎君） 13 番山並です。先日、現地確認に行ってきました。ここは最近までは雑木が生えており、山林のようになっている状況でした。現地確認に行った時は木が切っており整地がしてありました。譲受人に確認したところ、まずは、木の根を取りながら、さつまいもなどの野菜を作りたいとのことでした。〇〇の〇〇にある農地ですので、問題ないと感じました。よろしくお願い致します。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 3、議第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の2ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は茨城県の個人で、今釜町の畑96㎡を駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、隣接地が実家であり、駐車スペースが不足しているため、駐車場2台として整備し利用する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。また、住所が茨城県となっておりますが、実際に住んでおられるのは、申請地の隣の宅地です。先日訪問し、住んでおられるのを確認致しました。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。こちらも先日、山下推進委員に同行していただき、現地確認を致しました。事務局の説明どおり周りは住宅地であり、家庭菜園程度の農業しかできないような場所と面積です。駐車場として利用することは適切ではないかと思えます。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。転用者は福岡県の個人で、天草町の畑150㎡を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地の一部が宅地になっていると判明したため、宅地拡張し、住宅1棟、庭として利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番（川口明君） 9 番川口です。1 月 22 日に現地確認を行いました。始末書の方も添付されております。なんら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 4、議第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の 3 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の畑 230 m²を売買により取得し、倉庫へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、大工業を営んでおり、資材を入れるための倉庫が必要なため、倉庫 1 棟、駐車場 2 台として整備し利用する計画です。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○11 番（黒川紀世子君） 11 番黒川です。1 月 23 日に現地確認に行きまして。譲受人は、私もよく知っている方です。去年も言ったかもしれませんが、〇〇地区というのは、住宅が密集している場所です。〇〇に譲受人の〇〇があり、行っていただければわかりますが、〇〇の前に道具が沢山置いてあります。倉庫が不足していたんだなと思いついてきました。有効的な利用方法だと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。転用者は東浜町の法人で、志柿町の畑377㎡を売買により取得し、宅地分譲をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、住宅用地として需要が見込まれるため、宅地2区画として整備し、利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。こちらも1月23日に行って参りました。この地区は、農業委員になってから何度も訪れているところです。ほとんどが宅地になっており、農地は残り数か所になっています。農地として利用するのは難しい状態ですので、仕方がないのではないかと見てきました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の畑373㎡を贈与により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場3台、庭として整備し利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に一部造成済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 今回富崎委員が欠席のため、富崎委員の意見を代読させていただきます。先日、浦上推進委員と現地確認をしました。畑として利用されている部分はほんの少しで、宅地として利用されることには問題はないと思います。よろしく申し上げます。以上となります。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 4番について説明します。転用者は熊本市の個人で、本渡町の田475㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、帰郷に伴い、住宅を建設したため、住宅1棟、駐車場2台、通路、庭として整備し利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。こちらも山下推進委員と現地確認を致しました。譲渡人は高齢のため、ここを農地として維持していくのは大変難しいそうです。この付近に多くの農地を所有されていたらしく、少しずつ宅地として譲っている状況のようです。致し方ないのかなと思います。また、始末書も添付されております。何ら問題ないかと思います。以上です。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の4ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑179.71㎡を贈与により取得し、宅地拡張をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいの建て替えに伴い、宅地拡張したいため、住宅2棟、庭として整備し、利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に造成済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。1月22日、地元の小松山推進委員と現地確認に行ってみました。ただいま事務局の方から説明があったとおりです。始末書も出されています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第4号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 資料②の5ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が11件、再設定が4件、合計15件で、筆数44筆、総面積が50,422.17㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の9ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませ

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長(本田実君) 日程第6、議第5号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が3件、牛深地域が1件、新和地域が1件、五和地域が1件の計6件です。筆数は全体11筆、面積は8,246㎡となっております。資料③の10ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の10ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番と2番の地図です。黄色で着色した〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が3番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次に4番から6番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。2枚目です。次が7番から9番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。2枚目です。次が現地の写真になります。こちらも全部で2枚あります。2枚目です。次が10番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が11番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長(本田実君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番と2番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 3番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 4番から6番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 7番から9番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 10番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 11番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 日程第7、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の11ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は4件。

全て盛り土をして畑として利用したいというものでした。第4条の許可不要届は4件。うち2件は農道、うち1件は農機具置場、うち1件は農業用倉庫として利用したいというものでした。第5条の許可不要転用届は1件。無線基地局として利用したいというものでした。以上です。

○議長(本田実君) これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和5年天草市農業委員会第1回総会を閉会致します。

閉 会 15時30分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 木 田 美

署名委員 端 田 睦 子

署名委員 黒 川 紀 世 子